

## 第482回宮城海区漁業調整委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫  
(2) 発送年月日 令和3年12月6日(月曜日)

### 委員会の開催

- (1) 日 時 令和3年12月16日(木曜日)  
○開会 午後2時00分  
○閉会 午後4時30分  
(2) 場 所 県行政庁舎9階 第一会議室

### 議題

#### 審議事項

- (1) うに漁業, おきあみ1そうびき機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置(案)等について  
(2) 宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について(さんま・まあじ・まいわし太平洋系群)

#### 協議事項

かご漁業の制限に関する委員会指示について

#### 報告事項

第36回太平洋広域漁業調整委員会について

#### その他

### 出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	伊 藤 新 造
会長代理	岩 沼 徳 衛	〃	千 葉 富 夫
委 員	高 橋 平 勝	〃	平 井 光 行
〃	菊 田 守	〃	館 田 あゆみ
〃	高 橋 一 郎	〃	尾 定 誠

委員 大江 清明

委員 石 森 裕 治

〃 鈴木 章 登

欠席委員

会長代理 鈴木 政 志

委員 木 村 千 之

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 鈴木総括次長

定刻となりましたので、ただ今から、第482回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は12名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長からお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 鈴木副部長から御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 鈴木副部長

（挨拶）

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料には右上に番号を振っております。次第、出席者名簿に続きまして、資料1といたしまして、審議事項（1）「うに漁業、おきあみ1そうびき機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置（案）等について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について（さんま・まあじ・まいわし太平洋系群）」、資料3といたしまして、協議事項「かご漁業の制限に関する委員会指示について」、資料4といたしまして、報告事項「第36回太平洋広域漁業調整委員会について」、最後にその他としまして、「宮城県における小型さんま漁船によるまいわし採捕について」、以上5種類の資料となっております。御確認いただき不足等がありましたら、事務局にお

声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長，議事進行をよろしく願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが，その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

7番の大江委員，9番の伊藤委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。よろしく願いします。

それでは，お手元の会議次第により議事を進めてまいりますので，よろしく願いします。

【審議事項】

○關会長

審議事項（1）「うに漁業，おきあみ1 そうびき機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。

県から御説明お願いします。

長谷川課長お願いします。

○水産業振興課 長谷川課長

審議事項1につきまして，御説明をさせていただきます。昨年12月1日に施行されました改正漁業法におきましては，大臣許可漁業の規定に準じて知事許可漁業におきましても，新たな許可手続きが規定されておりまして，海区漁業調整委員会の意見を聴いて定める制限措置により許可を規制するものでございます。これまで何度も御審議をいただいております。

今回につきましては，うに漁業，おきあみ1 そうびき機船底びき網漁業，小型機船底びき網漁業この3つの漁業の制限措置について，内容を御審議いただきたいと考えております。

なお，基本となりますのは漁業法第58条において準用する同法第42条第3項の規定に基づくものでございます。

詳細につきましては，担当の方から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○關会長

それでは本田さん，お願いします。

○水産業振興課 本田技術主査

私から資料1を用いまして説明させていただきます。資料1，1枚おめくりお願いいたします。まず，1ページとしまして，今回の県から海区委員会宛ての諮問文書の写しでございます。次に2ページ，3ページをお願いいたします。今回，審議対象がこの2ページと3ページでございまして，制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間でございまして，2ページがうに漁業でございます。3ページがおきあみ1 そうびき機船びき網漁業，

小型機船底びき網漁業でございます。

一旦、次のページから説明させていただきます。4ページをお願いいたします。まず、うに漁業につきましては、潜水器漁業以外の方法により、うに採捕を目的として営む漁業でございます。漁業権に基づく採捕を除くものでございまして、漁協支所間で他地区の共同漁業権の区域内に入漁する場合に、支所間で協定書を交わして定められた入漁者に許可をしているという実態でございまして、平成20年に密漁対策の一環で、8月に御審議いただきましたあわび漁業とともに許可制となりまして、これによりまして共同漁業権区域外では許可をしないということ、併せて無許可操業に対する罰則が強化されたという経過がございます。漁業の状況につきましては、現状、気仙沼地区の特定の漁協支所間での入漁でございまして、実態として3例あるんですが、そのうち今回の審議対象としては、太字で囲ってあるところでして、1つは操業区域が共第102号、気仙沼市大島を関係地区としたところでして、漁業権者として宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所大島地区の管轄の区域ですけども、ここに気仙沼地区支所の鹿折地区の方が入漁するのが1つ、それからもう1つとしては、共第106号のうちの特定の区域に対しまして、大谷本吉支所が関係支所でございますが、ここに気仙沼地区支所階上地区の方が入漁するという実態がございまして、下に書いてございますけども支所間で期間、区域等、入漁契約を締結して営んでいるというような実態がございまして。

次、5ページをお願いいたします。まず、4. うにの水揚げ統計、この当該許可の実績だけではないんですけども、宮城県全体を国の統計から引っ張ったデータでございまして、近年概ね500トン弱ぐらいの水揚げがございまして。許可件数としては直近で63件という形になってございます。

次に許可の概要でございまして、先ほど申し上げましたとおり、基本的に共同漁業権の区域内での許可でございまして、漁業権者の組合でその区域ですとか時期を定めて、支所間で入漁契約をしているということになりますので、漁業を営む者の資格について、基本的にその組合の書面による同意を得た者という形で、それから許可すべき漁業者の数も基本的には入漁契約、組合管理でやっているということで、定めなしというような規定としてございます。許可の有効期間についても、こちらあわび漁業と同様に1年で運用してございます。3. 調整規則で規定している関連規定ということで、うにについては10月1日から翌年1月末までの禁止期間、殻径5センチメートル以下で体長制限といったようなものがございまして。

続きまして、6ページをお願いいたします。次におきあみ1そうびき機船船びき網漁業について説明いたします。船びき網によりつのがしおきあみいわゆるいさだを漁獲する代表的な春漁の1つということで、平成3年にすくい網漁業によるおきあみ漁不振の代替漁業ということで、業界の要望を受けて許可制へ移行したという経過がございまして、前回の委員会ですくい網漁業について御審議いただきましたが、こちらグラフで水揚げ状況ということで、すくい網と船びきのグラフを載せておりますが、近年、ほとんど船びきがメインでございまして、直近5、6年ぐらいで非常に水揚げが減ってきているというような状況がございまして。資源の状況としましては、ツノナシオキアミについては、北太平洋亜寒帯域に広く分布するということで、漁獲量は親潮系冷水の南下の強弱に強く影響を受けると。近年、親潮が弱くて黒潮系の暖水の北上が強いことなどにより、適した漁場形成が

されない、漁場が遠いといったような状況でなかなか水揚げが上がっていないという状況でございます。漁業者による管理というところでは、県小型漁船漁業部会のおきあみ1そうびき機船船びき網漁業委員会の中で、毎漁期、きめ細かいルールを定めた自主調整方針を策定しております、すくい網委員会とも協議した上で漁場秩序の維持を図っておられます。

次、7ページをお願いいたします。許可の概要でございますが、こちらは操業区域が宮城県沖合海面、漁業時期が2月15日から5月31日まで、船舶の総トン数20トン未満にございます。許可の有効期間は1年という形でやっております。6. 許可の対象平成29年度より震災前の隻数を基準にその8割を運用枠と設定して、その範囲内で許可するという運用をずっとやってきまして、表にありますけれども、運用枠100隻としまして、直近では65隻というような形で運用枠の範囲内でやっております、こちらはいわゆる3中2の実績に基づき許可をしている漁業でこれまでしてはしておりますが、過去3年間のうち2年以上実績がある者を対象とするというのを法施行前まではそういった運用をしてございました。

次、8ページをお願いいたします。今回、許可等をすべき船舶等の数ということでございますが、直近で65隻許可がございまして、そのうち3隻が操業を見合わせるということでそれらを除いた62隻を設定する案としてございます。

次、最後に9ページをお願いいたします。3つ目は小型機船底びき網漁業（ほっきがい、こたまがい貝桁漁業）でございまして、宮城県漁業協同組合鳴瀬支所、矢本支所及び仙南支所（亘理）が免許を受けた共同漁業権の区域内で、支所の組合員が5トン未満の動力漁船で貝桁網を用いて、ほっきがい及びこたまがいを漁獲対象として操業する漁業の許可でございまして、経緯としましては、昭和58年以降、漁業経営の安定とほっきがい資源の継続利用の検討を目的に、貝桁特別採捕許可によりまして、組合主体で共同漁業権の区域内で調査を継続しまして、その結果、組合主体とした資源管理体制が構築されたというような判断がされまして、平成22年から許可制へ移行したという経過がございます。3. 各支所、区域の水揚状況ということで、参考まで記載してございます。

次、10ページをお願いいたします。漁業者による自主管理というところでは、支所単位で操業管理規程を策定しまして、隻数上限とか1日当たりの数量上限等、きめ細かなルールを定めて操業してございます。許可の概要でございますが、漁業種類としては漁業法上の定義で、手繰第三種漁業という位置付けになります。操業区域は各共同漁業権の区域内で、漁業時期もそれぞれの区域で設定してございます。船舶の総トン数としては5トン未満、許可等すべき船舶等の数としては、その組合が定める操業管理規定で定める隻数としてございます。漁業を営む者の資格としましては、その共同漁業権の組合行使権を有しまして、かつ、漁協と共同経営をする者という形で絞ってございます。許可の有効期間としては、昨年の審議で3年という形にしております。その上限隻数を定めている操業管理規定でございますが、こちらについては事前協議という形で、許可に当たりまして、あらかじめ県と内容を確認して事前協議を受けた上で、県で承認をするというような形を取ってございます。

次、11ページをお願いいたします。今回の諮問対象でございますが、先ほどから説明している3支所があるのですが、そのうちの共第156号になりまして、真ん中の表を見

ていただきたいのですが、昨年12月に鳴瀬支所、矢本支所、仙南支所（亶理）につきまして、R2公示枠とありますが、それぞれ21隻、12隻、14隻の公示をいたしまして、それに対して、それぞれ2隻、4隻、9隻と許可をいたしました。その上で今回R3ということで、亶理の方で1隻追加したいというもので、昨年、公示枠で上限として設定していた残枠で許可をしたいというもので、その考え方としては、共第156号の組合員行使権を有する者1名が、震災後、新たに漁業従事者として地元で定置等の漁業に携わっておりまして、今年3月に支所内の漁業者より旧船を引き継いで独立したということで、新たに当該漁業を営みたいという要望がありまして、漁業権者である漁協支所の同意も得ているというところで、今回、許可をしたいというものでございまして、追加の公示にあたる今回の許可の有効期間につきましては、昨年度、許可処分した有効期間の終了時期に合わせて、次の一斉更新で一斉に更新出来るような形で設定したいという案で考えてございます。以上の説明で2ページをお願いいたします。今、説明した部分のおさらいで、2ページとしまして、うに漁業ということで操業区域、共第102号と別記とありますが、共第106号の特定の区域に対する制限措置が1つでございまして、申請期間としては令和4年1月4日から令和4年9月30日までとさせていただきます。

次、3ページをお願いします。3ページはおきあみ1そうびきということで、先ほど申し上げました62隻の隻数としまして、申請期間としては令和4年1月4日から令和4年2月4日までと、それから最後に、小型機船底びき網漁業としまして共第156号、1隻で令和3年12月27日から令和4年1月28日までという形で申請期間としております。説明については以上になります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○關会長

どうもありがとうございました。

県から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら、御発言願います。

なお、発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べ、御発言願います。

伊藤委員、何かありますか。

○伊藤委員

特にないです。

○關会長

今回、制限措置の確認ということ、小型機船底びき網漁業は1隻の追加の件で御説明をいただいた訳ですが、各関係地区等でそういったことについての理解は得られていますか。

はい、菊田委員どうぞ。

○菊田委員

気仙沼地区のことでこういうふうな海区で審議いただいていることは大変ありがたい

と思います。ただ、こういう貴重な時間を割いてやってもらうのは嬉しいんですけども、例えば、鹿折と大島だったら1つの地区内の漁協のことだし、今は宮城県漁協、1つの漁業であるからもう少し簡素化してもいいんじゃないかと思うこともありますので、県の方々がそういう指導が出来てもらえれば、そういうふうにしていただければと思います。

○關会長

はい。そういう要望がありましたが、これは制度上、大丈夫ですか。

○水産業振興課 本田技術主査

御指摘の部分、今後、漁業権の切替に向けた設定の際に検討は可能だと思います。元々はこの許可制は、当時、無許可採捕とかですね、密漁が横行した中で、漁業権の侵害だけでは抑止できないということで、こういった入念な網を張っているような形ですけども、今、御指摘あったように、もう同じ組合ですし支所も同じだということで、もし地元で合意形成があったとしたときに、漁業権に基づく採捕というような設定ができた場合ですと、この許可は要らないこととなりますので、その辺は今後実務レベルで現場の方と協議の上で、そういう検討の余地はあるかと思っています。

○關会長

はい。

今後の切替までの間にそういう地元の合意が形成されるといいなと思いますが、よろしいですか。

その他、御質問等はございませんか。

なければ、「うに漁業、おきあみ1そうびき機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置（案）等について」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、令和3年12月14日付け水振第5067号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

○關会長

次に、審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について（さんま・まあじ・まいわし太平洋系群）」を上程いたします。県から御説明願います。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

水産業基盤整備課の佐藤でございます。

昨年の12月に漁業法が改正されましたけれども、改正漁業法におきましては、この資源管理の部分に大変重きを置かれまして、新たな資源管理システムの構築が進められているところでございます。

このうち、漁獲可能量TACにつきましては、法律に基づきまして、国が資源管理基本方針を定めまして、この方針に沿って資源管理目標ですとか或いは具体的な漁獲可能量を設定し、各都道府県へTACの配分をするという流れになってございます。

今般、令和4管理年度のさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3魚種の割当が国から示されてございます。本県に示されました漁獲可能量はさんま、まあじが現行水準、まいわしが具体的な数量管理の形で割り当てされているところでございます。

今回、海区調整委員会の意見をお聴きしまして、この後、農林水産大臣宛て承認申請を行い、年内にこの漁獲可能量が公表されるという手続きになってございます。本日はこの内容について御審議をいただきます。よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、担当から御説明を申し上げます。

○關会長

はい。それでは小野寺さんお願いします。

○水産業基盤整備課 小野寺技術補佐

資料2を御覧ください。資料1ページをお開きください。今回の諮問の内容でございます。知事は漁獲可能量を定めようとするときには、海区委員会の意見を聴かなければならないということで、今回、諮問させていただいております。

資料2ページを御覧ください。今回の内容でございますが、先ほど佐藤課長からお話ありましたとおり、さんま、まあじは現行水準、まいわしは数量管理といたしまして、29,900トンの当初配分がありました。このうち、まいわしにつきましては、令和3年度、下の箱囲いになりますけれども、34,400トンの配分がありました。対しまして、令和4年度は4,500トンマイナスになります、29,900トンの配分となっております。全国的に配分量が減っております。資源評価の結果、まいわしの産卵量が低い、それから成長も遅れている、それから千葉県の上冬群が少なく見積もられたという結果等を総合しまして、資源評価の結果、減少した数量を明示されております。

資料3ページ御覧ください。改正漁業法における漁獲可能量の枠組みでございますけれども、今回は左下になりますが、都道府県資源管理方針、この中に漁獲配分量と定めさせていただきますけれども、右にいけますと点線から右側になりますが、知事管理漁獲可能量ということで、知事は県資源管理方針に即して、漁獲可能量について管理区分に配分する数量を定めるということで決めております。今回、下になりますけれども、さんま、まあじ、まいわしの可能量を設定するというものでございます。

資料4ページをお開きください。宮城県資源管理方針ということで、令和2年12月1日に施行されたものでございます。今回の配分にかかる条文につきましては、7ページをお開きください。7ページの第8に個別の水産資源についての具体的な資源管理方針とご



ざいます。これら魚種ごとに定めている表でございますけれども、まいわしにつきましては、8ページをお開きください。ここの第2の漁獲管理の手法等ということで書いてございます。下見ますと1と2とございますけれども、1. まいわし定置網漁業、2. まいわし漁船漁業ということで、まいわしにつきましては、この2つに管理が分かれるということでございます。

続きまして、10ページをお開きください。10ページはまあじになりますけれども、まあじにつきましては、第2の1の(2)に、漁獲量の管理の手法等と中段にございますけれども、これは現行水準ということで、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理ということで定めております。まあじは県1本でございます。続きまして、11ページもさんまになりますけれども、こちらも現行水準ということで、こちらも県1本の管理になります。

12ページをお開きください。12ページは農林水産大臣からの通知でございますけれども、県が漁獲可能量を設定する時は知事の意見を聴くという条文がございますので、11月18日付で宮城県知事宛てにきた文書でございます。記の中にさんま、まあじ、まいわしでございますけれども、書いてある内容、現行水準2魚種、それから29,900トンのまいわしということで書いてございます。

13ページをお開きください。今回、さんま、まあじにつきましては、同じ現行水準にございますが、まいわし、こちら管理区分を定置と漁船漁業を分けるということでございますので、第3の方に配分数量の案がございます。まいわしの定置網漁業につきましては、26,072トン、漁船漁業につきましては、3,828トンということで分けてございます。

その分け方でございますが、14ページをお開きください。考え方の表をつけてございます。1. 令和3年度の可能量でございますが、定置が30,000トン、漁船漁業が4,400トン、合計34,400トンの配分ありましたが、その割合比率は、定置が87.2%、漁船漁業が12.8%で分けてございます。令和4年におきましても2. の下に丸印ありますけれども、配分案といたしまして、宮城県の配分量を令和3年の比率を用いた配分にするということで、まいわしの定置87.2%を掛けたものが26,072トン、漁船漁業が12.8%で3,828トン、合計29,900トンでございます。配分の方針でございますけれども、定置と漁船漁業の配分につきましては、令和2年から試行的に開始されたものでありますけれども、これまでの操業におきまして、配分を適正に管理されてきた実績がございますので、令和4年度も同様の配分割合ということで考えております。定置は待ちの漁法でございます。そのため、国は数量管理に関するルールを定めておりまして、令和3年はまいわしの突発的な漁獲に対しまして、2回の追加の融通を受けまして、漁業生産と資源管理の両立を進めてまいりました。県は令和4年におきましても、漁獲状況を定期的にモニタリングしながら、国のルールにのっとりまして、適正な管理に努めていくということで進めさせていただければと思っております。参考といたしまして、下にまいわしの漁獲状況でございますけれども、まず当初枠、定置のところ御覧いただきたいんですが、30,000トンでスタートいたしまして、5月17日4,000トンプラスになり34,000トン、6月8日には20,000トンが追加となり54,000トンということで、漁獲枠がございます。それに対しまして、11月末現在でございますが、41,367トンということで推移してございます。漁船漁業につきましては4,400トン当初

枠がございまして、11月末現在で2,322トン漁獲いたしました。下に米印、追加の部分でございますけれども、国の方では75%ルールというのを定めてございまして、県の漁獲可能量の75%を超えた時に国の資源管理方針に基づく算定式によりまして、国の保留枠、国は全部の保留枠が2割を保有してございますけれども、そこから県に再配分されるという仕組みがございまして、それに基づいて2回の追加を頂いております。

15ページをお開きください。宮城県のまいわしの漁獲量の推移ということでございますが、2016年から2021年まで表が月別にございます。注目していただきたいのは、合計欄でございますけれども、2016年は12,000トンでございましたけれども、ずっと多い時で2018年は29,000トンございましたが、2021年（今年度）は43,000トンということで、まいわしはかなり多く獲れてございます。それが右下のグラフでございますけれども、月別でございますが、2月あたりからこの一番上の太いグラフでございますが、日別でもかなりの漁獲がありまして、数字が積み上がったということでございます。定置の方とお会いして話している時には、近年の海洋環境の変化等によりまして、周年まいわしが獲れるような感覚になってきたということで、今はさばとまいわしが定置の主力の魚種になっているということですので、今後にも期待するという中身でございました。

資料が16ページになります。こちらはまいわし、まあじ、さんまの左側が全国の漁獲可能量に対し、漁獲実績が黒の棒でございますけれども、いずれもTAC枠を下回っているというものでございます。右の方は全国の漁獲量に対する宮城県の割合でございますけれども、まいわしにつきましては、令和2年を見ていただきたいんですが、5%以下、それからまあじとさんまにつきましては、1%以下ということで割合は低くなっております。先ほど現行水準というお話をさせていただきましたけれども、その表記が下の米印の2にございまして、現行水準は過去の漁獲実績が概ね100トン以上でございますけれども、資源に対する圧力が小さいと認められる場合で、現行の漁獲努力量を維持する管理方策、昔、「若干」という表記あったんですけども、それが「現行水準」になっているということでございます。

資料の2ページにお戻りください。今後の予定でございますけれども、11月18日に当初配分の通知が来まして、県漁協と定置関係者の方々に配分量についての説明をさせていただいております。それから今日諮問でございますけれども、12月27日の公表に向けまして、水産庁と承認申請等の手続きをこれから行っていきたいと思っておりますので、御審議の方、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

#### ○關会長

県から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑がありましたら、手を挙げて番号及び氏名を述べて御発言をお願いします。

はい、大江委員。

#### ○大江委員

いわしの今年のやつが29,900トン。今、女川管内で19トンの船が12,1,2月

いっぱい30回の操業と聞いていたんですけど、それで去年もやったと思うんですけど、何かいわしが今絶好調みたいでかなり獲っているんですよ。それで去年の数量はどのくらい獲ったんですか。

○水産業振興課 本田技術主査

昨漁期の12月から始めまして、12月は200トン弱だったんですけども、今年の1月、2月にまとまって獲れまして、2,322トンなんですけども、それが先ほどの資料の14ページの一番下参考の表、この漁船漁業の部分の右から2つ目の11月末現在のこれが1月、2月のさんま船による実績ということになります。

○大江委員

わかりました。

これ私がなぜ聞いたかというと、漁船漁業というかしらすも獲れない、さけも獲れない、たらも獲れない。さんま船は漁場が遠くて沖に行けない。それ以外にランプの人たちの電気でも獲らせてくれという情報を聞いたので、枠があればという感じにはならないでしょうか。

○關会長

つまりは、漁船漁業への枠を変更できないかということですか。

○大江委員

そうです。そういう要望もあると聞いたんですけども。

○關会長

はい、どうぞ芳賀さん。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

今、大江委員仰ったように、実際に小型さんま船に関しては、2年続けて大不漁という状況が続いています。あとは、その他にも北の方ですと秋さけ、あと、いさだに関しても、年によって量がすごく不安定になっている。あとは、ランプに関しては2年間続けてほぼゼロ、仙台湾でも刺し網にかかった魚が早く腐れてしまうというような状況で、今、県内の漁船漁業、非常に大変な状況であります。昨年、実際にさんま船と同じように漁船漁業部会でも、まいわしの採捕が出来ないかという要望は県にいただいて、その中でどういったことができるのかということで検討もさせていただきました。実際、結論としては調査も含めてですね、実現には至らなかったんですが、その背景とすれば、昨年、さんま船の人達が初めてやってみた上で、やっぱり漁獲の装備でしたり、実際に5トン、10トンクラスの漁船でさんま船と同じようにできるのか、魚が獲れるのかという部分での見込みが当初想定していたより現実的にはちょっと厳しいというような形が見えてきて、未だ結論といたしますか、前進していないという状況が続いております。途中の状況ですが以上です。

○大江委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○關会長

本当に大変辛い状況が続いているんですけども、中でもこういうさんま船の切り替えで若干の上増しができているということが現状なので、そういったことで何か今後もそれに代わるいろんな工夫ができるかどうか、是非、知恵を絞っていただければと思います。

はい、平井委員お願いします。

○平井委員

今と関連する質問というか意見なんですけども、今年の春ぐらいから国で不漁対策に関する検討会というのが開かれて、一応、取りまとめができて、漁船漁業に関しては、環境変動で漁場はなかなか形成されないとか、資源が悪いとかという問題があって、どういう対策をすればいいかということで決定打はもちろんないですけども、1つは環境モニタリングするというのと、それから単一の魚種ではなくて、複数の魚種、漁業手法なんかも検討していくべきと、それからもちろんICTを活用した効率化漁業だとか、あと、バリューチェーンとかありましたけど、今、御意見があったマルチ漁業を検討していくということは大変大事なことだと思っております。

今後、環境変動については、人間の手ではどうしても出来ないことなので、特に沿岸の漁業だとか中間の漁業に関しては、そういう対策が非常に大事だと思いますので、なかなか難しいところも分かりますけど、国もそういう方針を出しているのだから、がんばる漁業だとかそういう予算なんかもつけて、装備の拡充なんかも図っていけるというふうには伺っておるので、是非そういう点を検討していただいですね、複数の漁業ができて対策をとれるような検討をお願いしたいなというふうに思っております。

○關会長

国の方針がそういったこととありますが、もし、宮城県でそういったことが可能であるかどうかお分かりの方がいれば、御披露いただきたい。

はい。

○水産業振興課 長谷川課長

今の御指摘、大変重要でございまして、我々もですね、やっぱり漁船漁業の方は大変厳しいというのも十分認識をいたしております。うちの県の漁船漁業の方々というのは元々、兼業とか複数でその春には何を獲って、夏には何を獲って、秋には何を獲ってとそういうサイクルでやってきたんですが、今はどの魚も駄目だという状況でございまして。それで先ほど大江委員からもいろいろお話もございましたので、今後、漁業関係者の方々とは検討です、我々、具体的にちょっとしていきたいというふうに考えています。何ができるか、本当に獲れる魚があるのか、それと例えば養殖と漁船漁業との兼業ですとか、ICTというお話とかもございましたが、いずれ非常に厳しい状況は、本当に我々も認識しておりますので、今申し上げましたとおり、この不漁に関する取り組みを業界と一緒に、色々

とやっといこうというふうには考えておりますので、また、海区委員会の皆さんからもですね、いろんなアドバイスとかですね頂ければというふうに考えております。

○關会長

はい、分かりました。どうもありがとうございました。

その他、御質問等はございませんか。

なければ、「宮城県資源管理方針県に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について(さんま・まあじ・まいわし太平洋系群)」県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、令和3年12月14日付け水整第5058号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

—————審議事項終了—————

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に移ります。

協議事項「かご漁業の制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

はい、菅原さん。

○事務局 菅原技師

資料3、協議事項「かご漁業の制限に関する委員会指示について」御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、1ページでございますけれども、かご漁業の制限に関する委員会指示についてということで、まず今回、協議事項で昨年度漁期の漁獲報告を説明させていただきます。次回の海区漁業調整委員会で審議事項ということで、委員会指示の公報の登載について御審議をいただきたいと考えてございます。

まず、1. 経緯でございますけれども、本県におけるかご漁業につきましては、漁業権漁業として行使規則に基づいた操業が行われているところでございますけれども、これまで共同漁業権の沖側につきましては、自由漁業として営まれてございましたけれども、近年、まだこであったり、がざみの豊漁などの漁獲動向の変化などで着業者が増加いたしまして、操業のトラブルが散見されるようになったことから制度化の方が検討されまして、令和元年5月から宮城海区漁業調整委員会の届出漁業として操業実態の把握を進めることといたしました。2. 委員会指示の内容でございますけれども、(1)制限期間、(2)漁業時期に

つきましては、4月1日から翌年3月31日まで、(3)操業区域といたしましては、共同漁業権区域を除く宮城県地先海面、(4)制限内容といたしましては、1トン以上20トン未満の漁船を使用してかご漁業を操業しようとするものは使用漁船ごとに届出をしなければならない、(5)条件でございますけれども、7項目ございまして、操業期間中は届出済証を発行しますけれども、そちらを船内に備え付けなければならない。ポツの2つ目は、別に定める標識を船体の見やすい場所に表示をしなければならない。ポツの4つ目はわたりがに(がざみ)ですけれども、抱卵個体を漁獲した場合は再放流をしなければならない。ポツの5つ目は操業する海域において漁業者間で定められている操業ルールの遵守に努め、漁業者間の協議により協調操業体制を確保しなければならない。ポツの6つ目ですけれども他漁業と漁場競合する場合につきましては、無線または船舶電話等により、相手方と交信し、トラブル回避に努めなければならないなどの7項目を条件としてございます。

3. 現在発動している委員会指示の届出状況でございますけれども、現在は令和3年4月1日から令和4年3月31日までのかご漁業の委員会指示が発動されているところでございますけれども、12月1日現在で579隻の届出がございまして、そちらの内訳は、2ページの方に参考として載せてございますので、後ほど御確認いただければと思います。現在発動している委員会指示の届出につきましては、令和4年3月まで操業がございまして、その後、実績を取りまとめる予定と考えてございます。

4. 操業実績ということで、今回は令和2年度漁期の操業実績を後ほど御報告させていただきます。

5. 1番下でございますけれども、令和4年度漁期の取扱ということで、届出制になってから期間が現在の委員会指示で3年目となっておりますけれども、引き続き、かご漁業の操業の実態を把握する必要があると考えてございますので、次回の海区委員会が2月にございますが、その際、委員会指示を発動したいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページでございますけれども、令和2年度漁期のかご漁業の操業状況についてということで、取りまとめたものになってございます。グラフが4つございまして、1番下の表を御覧いただければと思いますけれども、令和2年度漁期届出漁獲状況ということで表を載せてございますけれども、昨年度の届出隻数につきましては、県全体で567隻届出がございまして、着業隻数につきましては、277隻と約半数が共同漁業権の沖側で操業していたという状況でございまして、県全体の漁獲量につきましては約710トン、そのうち、中部の方で618トンと大体9割近くが中部での漁獲という状況となっております。県全体の漁獲量につきましては約4億6,000万円、下に1隻あたりの漁獲量ということで載せてございますが、1隻あたりの漁獲量につきましては約2.5トン、1隻あたりの漁獲金額は約166万円という状況になってございます。主な漁獲物につきましては、まだこ、みずだこ、まあなご、がざみなどとなっております。その下、令和2年度漁期のトン数階層別の着業状況ということで表を載せてございますけれども、1トンから3トン未満で県全体で139隻、大体約半数が1トンから3トン未満で着業がございまして、次に3トンから5トン未満ということで県全体で87隻なので、1トンから5トン未満船が大体8割を占めているという状況となっております。

次に、4ページをお願いいたします。昨年漁期のトン数階層別漁獲量、漁獲金額を載せたものとなっておりますけれども、トン数階層別漁獲量の1番多いところだと3トン

から5トン未満ということで、県全体で347トン、次に1トンから3トン未満で約183トン、1トンから5トン未満合わせて約530トン、県全体の約7割を占めているような状況でございました。下に移りまして漁獲金額ということで、漁獲量とこちら同様でございますけども、3トンから5トン未満の方が一番多くて、漁獲金額が約1億8,000万円、次に1トンから3トン未満で約1億3,000万円、こちらも漁獲量と同様に全体のこちら1トンから5トン未満で全体の7割を占めているという状況となつてございました。1番下は参考ということで、1隻当たりのトン数階層別の平均漁獲金額を載せてございますので、こちら後ほど御確認いただければと思います。

次に5ページ以降になりますけれども、5ページから8ページ目につきましては、かご漁業の制限に関する委員会指示案の新旧対照表ということで載せてございますけども、変更点といたしましては、日付の部分、あと会長名の変更を予定してございます。

9ページ以降につきましては、委員会指示の公報に登載する形を載せてございまして、また、それに伴う様式なども併せて9ページ以降載せてございますので、今回の審議事項の際に改めて御説明させていただきたいと考えてございますので、後ほど御確認いただければと思います。簡単ではございますけども、説明は以上となります。

#### ○關会長

どうもありがとうございました。

事務局からの説明終わりましたので質疑に入ります。

御意見、御質問等ございましたらお願いします。

これは届出になってまだ2年経って3年目ということで、今後、更にいろいろ内容を整える必要があるかと思っておりますけれども、今回はまず、審議事項に先立って協議させていただくという御説明でありました。

何か御意見ございませんか。これ会長代理の鈴木さんがおられると、いろいろお尋ね出来るかもしれませんが、はい、どうぞ。大江委員。

#### ○大江委員

この件に関しては東部水産漁港部さんと話したんですけども、うちの方でもこのかごに関しては、かなりというかトラブルがあるんですよ。というのは、区画漁業権以外でも、隣の支部の人がその区画の脇に、例えば、その支部がみんなできいろいろと決め、10個と決めているのに、隣の支部からきて30個打つとか、だから、区画漁業権からこれ何メートル離すとかというの、今後、検討してもらえれば。それといろんなトラブルというより、これ違反だと言って、漁業者が保安部とかに連絡するケースもあるんですよ。それで保安部は、この件に関しては取り締まることが出来ない。だから何か明確なルールを文章化することが出来れば、それをみんなに配布すれば、おのずとそれを見ればね、こういうこととしては駄目なんだということが分かるので、その辺を出来れば考えてください。

#### ○關会長

大江委員からの御指摘、今回、協議事項ということもあって、このかご漁業はいろんな意味で内容を煮詰めていかないといけない要素があるようですので、今回の審議事項に備

えてですね、いろいろな要素を県としても御検討いただいて、審議事項の内容を明快にお示しいただくようお願いしたいと思います。

○大江委員

これ漁業者同士でルールを決めろみたいなこと書いてあるんですけど、これはどこまで強い有効なのか、たちの悪い連中だと裁判かけるぞと。そんなことしたら自分たちで決めルールがその裁判に勝てるのか、そういうこともありえるんですよ。だから何か難しい。

○關会長

大江委員のそういう御発言の内容につきましても、県当局の方でよく組み入れられてですね、いろんな意味で漁業が円満に成立するよう御検討いただきたいと思います。

○大江委員

何でというか、また、追加になるんですけど、なぜ、またこういうこと言うのと。

隣の部落が頭にきて、隣の部落に打ったやつをみんな揚げていっちゃうんですよ。それでその人が頭にくるなど、そういうこともあるんで。だから、なんというか小さなことだけど何か大きくなりそうで。

○關会長

はい、どうぞ芳賀さん。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

今の大江委員の御意見ですが、まさにかごの操業トラブルというのが急増してくる。それががざみの豊漁でしたり、良いことであるんですが、まだこの豊漁で着業船が増えたり、そのため実態把握のための届出から始めていこうということで、届出制にした経過がございます。今後、操業ルールでしたり、そういったことの制度化だったりという部分の検討は必要だと考えております。

あと、その線引きの部分といたしましては、県下全域を届出制の対象にはしておりますが、共同漁業権の区域は今回の届出からは除外しております。例えば、共同漁業権の中の操業ルールに関していえば、免許を受けている漁協さんの中、また、女川ですと支部ごとに同じ漁場の中でも、線引きとか、操業のルールの使い分けがありますから、そういった漁業権の中での行使の部分に関しては、漁業権行使規則の方で各支所、漁協で調整していただければならないというのが考え方になります。沖合の部分ですね。2年間の届出で今後トラブルになりそうな事案というのも見えつつありますので、その部分に関しましては、県としてもトラブルの未然防止という部分で検討していきたいと思っております。以上です。

○關会長

どうもありがとうございました。

大江さん、大体そういうことでよろしいでしょうか。



○大江委員

区画漁業権の中では、いろいろ聞いて分かるんですけども、それ以外でも。沖合の方に関しては、そんな大きなトラブルはないと思うんですけども。

○關会長

はい、よろしくお願いします。

その他、御質問等はありませんでしょうか。

なければ、協議事項「かご漁業の制限に関する委員会指示について」はこれまでとします。

-----協議事項終了-----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項「第36回太平洋広域漁業調整委員会について」を上程いたします。事務局から説明願います。

はい、菅原技師お願いします。

○事務局 菅原技師

資料4、報告事項「第36回太平洋広域漁業調整委員会について」を御報告させていただきます。1枚おめくりいただきまして、太平洋広域漁業調整委員会第29回太平洋北部会となっておりますけれども、太平洋広域漁業調整委員会の前に太平洋北部会というのがございまして、資料2枚に分かれてございまして、1ページから56ページ目までが太平洋北部会の資料となっております。57ページ以降は太平洋広域漁業調整委員会という2枚の資料に分かれてございます。

まず、第29回太平洋北部会でございますけれども、こちら会長からも冒頭の挨拶で話ありましたけれども、11月22日、午前10時30分からWeb会議の方で部会が開催されました。太平洋北部会は、太平洋沿岸の北海道から茨城県までの1道5県の沿岸域において、広域魚種を中心に資源管理の取り組みの情報共有などを行う部会となっております。今回の議題といたしましては2つございまして、まず、1つ目が部会長職務代理者の互選ということで、先ほど会長からの御挨拶でもありましたけれども、当海区の会長であります關会長が部会長職務代理者ということで、互選されてございます。その他、(2)広域魚種の資源管理についてということで、太平洋北部におけるかれい類、まだらの資源状況について、広域の資源管理に取り組み、あと、まだら陸奥湾産の産卵群の資源管理の取り組みについてなど情報共有がございました。こちらは資料が56ページまでの膨大な量となっております。こちら後ほど御確認いただければと思います。

資料が飛びまして、57ページをお願いいたします。57ページ目からが第36回太平洋広域漁業調整委員会の資料となっております。同日の午後3時30分からWeb会議でこちら開催されてございます。太平洋広域漁業調整委員会につきましては、太平洋沿

岸における18都道県で構成されている委員会となっておりまして、今回の議題といたしましては4つございまして、(1)会長職務代理者の互選についてということで、茨城海区の高濱会長が会長職務代理者で互選されてございます。(2)広域魚種の資源管理についてということで59ページでございますけれども、複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況となっております。こちら1から18までございすけれども、こちら後ほど御確認いただければと思います。

資料61ページから67ページまでにつきましては、令和2年度マサバ太平洋系群の資源評価結果について水研の方から御報告がございまして、その後、資源管理の取組状況についてということで水産庁より報告がございました。

資料61ページをお願いいたします。61ページ目からは令和2年度のまさば太平洋系群の資源評価結果となっております。62ページ目にはまさばの漁獲量ということで載っておりますけれども、1900年から91年漁期に3万トン未満に落ち込んでございましたけれども、2012年から17年漁期に増加し、2019年漁期につきましては26.7万トンの漁獲がございました。

次に、63ページは資源量が載っておりますけれども、こちら2013年漁期に452万トンに急増し、2018年漁期は637万トン、2019年漁期でございすけれども681万トンと高水準であるとの報告がございました。

65ページから67ページでございすけれども、まさば太平洋系群の資源管理の取組状況等が載っておりますけれども、各県の関係漁業種ごとの自主管理措置として、休漁日の設定であったりとか、操業期間の規制などの取組状況について、水産庁の方から報告がございました。

資料68ページから70ページでございすけれども、沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果についてということで、現状の承認隻数等について水産庁から報告されてございます。

資料71ページにつきましては、TAC魚種の拡大に向けたスケジュールが報告され、72ページから81ページにつきましては、現在、財政の方と協議中ということではございすけれども、来年度の予算要求額について、水産庁の方から報告がございました。

簡単ではございすけれども資料の説明は以上でございす。

#### ○關会長

事務局からの説明が終わりました。膨大な資料ですが、質疑に入ります。

御意見、御質問等がございましたら、挙手の上、御意見を頂戴したいと思います。

Webでやりましたので資料をいろいろ見せられるんですけども、なかなか全部をしっかり掌握というのはなかなか難しいんですね。しかし、それぞれ当該魚種を持っている県は、漁業の実情の問題点等を意見として出したようでございす。冒頭の挨拶でも申しましたように、くろまぐろについてはこの会議のあとに決定事項がございましたので、御紹介いたしました。何かございせんか。

その他、御質問等はありませんでしょうか。なければ、報告事項「第36回太平洋広域漁業調整委員会について」はこれまでとします。

-----報告事項終了-----

【その他】

○關会長

次に、その他に移ります。

県からお願いします。

はい、本田さん。

○水産業振興課 本田技術主査

情報提供が1点ございまして、お手元の資料1番最後に2枚紙のホチキス留め、宮城県における小型さんま漁船によるまいわし採捕についてというのを御覧ください。

先ほどの審議事項2でいろいろお話が挙がりましたけども、小型さんま漁船によるまいわし採捕の試験操業の取組の情報提供でございまして、まず、経過としましては御承知のとおり近年のさんま漁は歴史的な不漁が続いているというところで、特に遠隔地で操業出来ない小型漁船、いわゆる19トン型、9.7トン型のさんま船でございまして、水揚げが極端に少なく、兼業で営む漁業も歴史的な不漁が続いておりまして、代替となる漁業が求められていたというところで、平成30年に全国団体の全さんま棒受網漁業協同組合より国の方に要望書の提出がありまして、併せて、県の方にもそういった要望がございました。それらを経て、昨年12月から2月に県の方では、はじめて特別採捕許可による試験操業という形でまいわし棒受網が行われました。今漁期のさんまの状況についても、資料10月末となっておりますが、直近で全さんまから公表された数字(11月末時点)で27,197トン、前年同期比66%ということで、過去最低となることが確認されているというような、引き続き、そういう状況というところを受けての取組でございまして、下のグラフはまいわしの状況は先ほど審議事項であった資料のとおりでございまして、直近、今年においても現時点でも40,000トンを超える水揚げがございまして、

次の裏面2ページをお願いいたします。そういった状況で小型さんま漁船によるまいわし採捕、昨年度から実施しまして、(1)としまして昨年度の実績ということで、先ほど話したとおりでございまして12月、1月、2月で2,520トンと、金額にして1億1,600万円というような状況でございました。実際の操業隻数としては14隻、23日間の操業ということでございました。許可の概要でございまして、19トン型、9.7トン型、昨年全部で17隻を対象としていたんですけども、2隻が廃業となりまして、今年は15隻を対象にしておりまして、数量の上限としてはトータルで5,000トンということにしております。調査区域ですけども、次のページに図面がございまして見ていただきたいんですけども、中部海域と南部海域と書いておりまして、昨年は中部海域というところで、歌津崎正東線から涛波岐崎正東線の間水深130メートル以深という区域で設定しておりまして、今年はこの南部海域ということで沖底禁止ラインの沖側水深80メートル以深で福島県境まで拡大しております。ただ、関係漁業者と様々な意見交換等をしてしまして、ちょうど12月から2月ですけども、まき網がこの時期、沖合のさば漁等が盛漁期ということで、特に漁期の前半時期を配慮して欲しいということで、日数制限というような形をとっておりまして、あと、まき網がいなくなれば、自由にやれば良いというような話し合いも、さんま船とまき網との間でされておりまして、その辺りを船頭間協議というようなことをしましようというような話も業界間でされておりまして、

2ページの方に戻っていただきまして、資源利用の観点につきましては先ほどのTAC管理のお話のとおりでございまして、漁場の部分では、4番の下に書いてございますが、定置とか、小型漁船漁業部会とか、産地市場、沖合底びき、まき網等々いろいろ説明ですとか、意見交換を昨年からさせていただきながらスタートをしております、今シーズンにつきましては、先ほど大江委員からも話ありましたとおり、今のところ順調に試験操業出来ております、12月5日から始まりまして、今朝水揚げ分含めて5日間操業しまして、速報値としては796トン、金額としては5,100万円、単価も64円/kgということで非常に順調に来ているというような状況でございます。資料については以上でございます。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

県からの説明終わりましたので質疑に入ります。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。何かございませんか。なければ、その他はこれで終わりたいと思います。

次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 鈴木総括次長

事務局から、次回の委員会の開催日時について連絡いたします。

来年1月は休会となりますので、今回は2月10日(木)午後2時から、県庁11階第二会議室で開催を予定しております。

また、次回の委員会開催終了後、第22期委員となって初めてとなりますが親睦会の開催を予定しております。詳細は、今回の開催通知発送の際に御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○關会長

はい どうもありがとうございました。

親睦会があるそうで楽しみにしたいと思います。オミクロンが蔓延しないことを祈ります。

今日はちょっと早いんですけども、地方振興事務所の報告は割愛させていただいて、本日、予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

皆さん良いお年を。

○事務局 鈴木総括次長

關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

（１）うに漁業，おきあみ１そうびき機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置（案）等について

（２）宮城県資源管理方針に係る令和４管理年度の知事管理漁獲可能量について（さんま・まあじ・まいわし太平洋系群）

協議事項

かご漁業の制限に関する委員会指示について

報告事項

第３６回太平洋広域漁業調整委員会について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

關 哲夫

署名委員

大江 清明

署名委員

伊藤 新造

書 記

千葉 みゆき